

新規成立時に関連する事項

①	入会金・会費・手数料他の内訳	22
②	特別加入の月割り計算方法（中小事業主）	23
③	新規成立書類(控)送付（4月1日 新規委託）	24
④	新規成立書類(控)送付（年度更新終了後から 8月31日）	25
⑤	新規成立書類(控)送付（9月1日～11月30日）	26
⑥	新規成立書類(控)送付（12月1日～3月31日）	27

入会金・会費・手数料他（中小事業主）の内訳

【入会金】について（入会時）

*金額 10,000円（振込用紙にて銀行振込でお願いします。入会金の確認を以って事務委託開始とさせていただきます。）

【会費】について

*金額 月額 1,000円×月数 年間 12,000円

【手数料】について（一元適用・二元適用 共通）

① 9人以下（常時使用労働者数＋特別加入者数）

*金額 月額 500円×月数 年間 6,000円

② 10人以上（常時使用労働者数＋特別加入者数）

*金額 月額 1,000円×月数 年間 12,000円

《注意事項》

- ① 入会金・会費は、1つの法人ないしは個人事業主を「一事業」とします。
- ② 手数料については、適用される「業種（事業場）」を複数有している場合には、保険成立している業種毎の常時使用労働者数（同一業種で「継続事業の一括」を行っている場合は、その合計人数）により判断します。
- ③ 建設の事業および林業などの「二元適用事業」については、「現場の労災保険」「建設の事務所・資材置場等の労災保険（一元適用の事業）」、「雇用保険（二元適用）」を保険成立させますが、これらを「一事業場」とみなし、労災保険の常時使用労働者の合計人数および特別加入者の合計人数を合算して、手数料の「人数」の判断をします。
なお、「現場労災」と「事務所・資材置場等の一元適用事業」で同じ労働者・特別加入者を各労災保険の常時使用労働者数として計上している場合であっても、労働保険番号ごとの人数を合計して、手数料の「人数」とすることになります。
また、上記の二元適用事業の場合の「現場労災・一元適用事業・雇用保険」の保険加入以外に、別途、一元適用事業の労働保険番号を保有する場合には、個々の労働保険番号（業種）ごとに、当該事業に従事される労働者等の人数に応じた手数料が発生します。
- ④ 主たる事業が「一元適用事業」であって、別途「建設の事業」について労災保険の加入がある場合には、手数料は「2事業場分」となります。

特別加入の月割り計算方法（中小事業主）

《計算例》

給付基礎日額3,500円 適用月数 3 ヶ月の場合

* 特例による 1 / 12の額は106,459円（特別加入保険料算定基礎額表を参考にしてください。）

① 特別加入者 1 名の場合

$$106,459円 \times 3 \text{ ヶ月} = 319,377円$$

319,377円の千円未満切捨て ⇒ **319,000**

$$319,000 \times \frac{\text{労災保険率}}{1,000} = \underline{\underline{\text{特別加入の保険料}}}$$

② 特別加入者 3 名の場合（給付日額が 3 名とも同じ）

$$106,459円 \times 3 \text{ ヶ月} = 319,377円$$

$$106,459円 \times 3 \text{ ヶ月} = 319,377円$$

$$106,459円 \times 3 \text{ ヶ月} = 319,377円 \quad \text{合計} \quad 958,131円$$

958,131円の千円未満切捨て ⇒ **958,000**

$$958,000 \times \frac{\text{労災保険率}}{1,000} = \underline{\underline{\text{特別加入の保険料}}}$$

特別加入保険料算定基礎額（月割早見表）

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額	加入期間別の保険料算定基礎額										
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587	
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000	
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837	
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674	
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500	
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337	
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174	
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000	
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837	
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250	
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674	
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087	
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500	
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924	
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337	
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049	
給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	

社労士各位

令和 年 月 日

静岡市葵区西草深町7番1号
雙英ビル2階
労働保険事務組合
静岡SR経営労務センター

新規成立書類（控）送付

4月1日 新規委託

〔4月5日までにSRに到着分〕
〔※休日の場合はその前開所日〕

1. 新規成立書類（控）

- 納入通知書 …… SR → 社労士 → 事業所

後日発送いたします。内容の確認をお願いします。

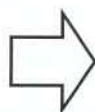
2. 保険料について

- 引き落とし、振込のお知らせの各ハガキは
1期 6月8日頃 … SR → 社労士 → 事業所
2期 10月10日頃 … SR → 事業所へ郵送
3期 1月8日頃 … SR → 事業所へ郵送

委託年月日	保険料（自振、振込共）	備 考
4月1日	月 日	3分割（1期・2期・3期）
年度更新終了後～8月31日	月 日	2分割（2期・3期）
9月1日～11月30日	月 日	全 額（3期 一括）
12月1日～ 翌年3月31日	年度更新時	翌年7月10日頃（確定+概算1期）

3.

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険事業主事業所各種
変更届等の手続をした場合



- 事業主（控）

と

（様式18号）

雇用保険被保険者関係届出
事務等処理簿

原本 社労士

コピーをSRへ送付してください。
（郵送）

4. 承認通知書（特様式第1号）は承認後の発送となります。

- 5. 旧様式の「労働保険事務等委託書」を提出していただいた事業所様には「特定個人情報の取扱いに関する覚書」を同封いたしました。締結後、A4サイズに縮小コピーしたものをSRへ送付してください。

※ 会費・手数料は1期保険料と共に徴収します。

社労士各位

令和 年 月 日

静岡SR経営労務センター

電話：(054) 273-0578

FAX：(054) 273-5398

新規成立書類（控）送付のご案内

9月1日～11月30日新規委託

1. 新規成立書類（控）

- 納入通知書 …… SR → 社労士 → 事業所

* 後日郵送いたします。内容の確認をお願いします。

2. 保険料について

- （引き落とし・振込み）のお知らせのハガキ・振込み用紙は

3期1月8日頃 SR→事業所へ郵送

委託年月日	保険料（自振、振込共）	備考
9月1日～11月30日	月 日	全額（3期一括）
12月1日～翌年3月31日	年度更新時	翌年7月10日頃（確定+概算1期）

3.

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険事業主事業所各種変更届等の手続をした場合



- 雇用保険事業主（控）

と

（様式18号）

雇用保険被保険者関係届出
事務等処理簿

原本 社労士

コピーをSRへ送付してください。
（郵送）

4. 承認通知書（特様式第1号）は承認後の発送となります。

5. 旧様式の「労働保険事務等委託書」を提出していただいた事業所様には「特定個人情報の取扱いに関する覚書」を同封いたしました。締結後、A4サイズに縮小コピーしたものをSRへ送付してください。

※ 保険料・会費・手数料は全額3期で徴収します。

社労士各位

令和 年 月 日

静岡SR経営労務センター
電話：(054) 273-0578
FAX：(054) 273-5398

新規成立書類（控）送付のご案内

12月1日～翌年3月31日の新規委託

1. 新規成立書類（控）

* 納入通知書はありません。

2. 保険料について

労働保険料に付きましては令和5年度確定分として令和6年第1期分概算保険料と合わせて徴収しますので今回は徴収いたしません

3.

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険事業主事業所各種変更届等の手続をした場合



○ 雇用保険事業主（控）

と

（様式18号）

雇用保険被保険者関係届出
事務等処理簿

原本 社労士

コピーをSRへ送付してください。
（郵送）

4. 承認通知書（特様式第1号）は承認後の発送となります。

5. 旧様式の「労働保険事務等委託書」を提出していただいた事業所様には「特定個人情報の取扱いに関する覚書」を同封いたしました。

締結後、A4サイズに縮小コピーしたものをSRへ送付してください。

